「国土交通省　公共事業コスト構造改革プログラム」
【 施策名： (1) 事業のスピードアップ 【1】合意形成・協議・手続きの改善 】

公共事業の構想段階における住民参加手続きｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝの概要

目的

○構想段階からの情報公開・提供の努力、住民参加の促進
○事業者、住民、その他関係者が各々の役割を認識した上で責任を果たしつつ、住民等との協働の下で事業の公益性及び必要性について適切な判断を行うなどにより事業を円滑に推進

対象の考え方

○国土交通省所管の直轄事業及び公団等事業は右の手続きを活用
○特に大規模で影響が大きい事業は、右の一連の手続きを基本として実施

取組みの充実

○各事業における実績の積み重ねを踏まえ、今後もガイドラインを整　備、充実

○ 地方公共団体に対し、本通知の趣旨を周知

○ 美化清掃、修景などの施設管理においても、事案に応じ、地方公共団体と連携し、住民参加の取組みを充実

構想段階　基本となる住民参加手続き

複数案の作成、公表
当該事業を行わないこととする案が含まれていることが望ましい

▼

住民等の意見の把握のための措置
複数案について、HPへの掲載等ｲﾝﾀｰﾈｯﾄの利用、説明会・公聴会の開催、意見書の受付け等により、住民の意見を十分に把握
○案の各々につき、提示した背景及び理由、案の内容、ﾒﾘｯﾄ･ﾃﾞﾒﾘｯﾄなど住民等の比較検討・判断をする上で必要かつ十分な情報を公開・提供
○住民の意思形成に十分な時間を確保
○手続きの内容・ｽｹｼﾞｭｰﾙ等も決定ごとに速やかに公表

▼

手続きの円滑化のための組織の設置（事業の特性･事案の性質上、必要な場合）
○学識経験者等及び事業に関係のある関係者からなる意見の集約・調整のための組織【協議会】
○学識経験者等からなる住民参加手続きの内容又は複数案の検討方針等について客観的な助言を求めるための組織【第三者機関等】

▼

把握した住民意見を踏まえ、事業者は一の案に決定
住民の意見概要、意見に対する事業者の考え方など、案の決定過程を公表

▼

計画段階
都市計画法等に基づく情報公開・住民参加手続き
計画案検討→計画決定

▼

事業実施（着工）

ガイドラインによる標準的な手続き

国土交通省
大臣官房技術調査課